指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 丸浜舗道株式会社 法人番号 : 4090001002066

業者の住所 : 山梨県甲府市東光寺1-7-8

2 指名停止の期間 : 令和7年10月15日 ~ 令和7年11月14日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該業者は、山梨県発注の工事について、主任技術者を専任で置くことが必要であった にも関わらず、工期が重複している甲府市上下水道局発注の2件の工事についても同一の 主任技術者を配置していた。

このことは、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から監督処分(指示)を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1~12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事 の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次 号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 発生地区又は全地区を 対象として1か月以上 9か月以内
14~16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)